令和 8 年 11 月 11 日

吸 収 分 割 公 告

債権者各位

大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号
東 洋 紡 せ ん い 株 式 会 社
代表取締役 長尾 貴庸

当社（乙）は、令和 8 年 9 月 25 日開催の取締役会において、令和 9 年 4 月 1 日を効力発生日として、乙の完全親会社である東洋紡株式会社（甲、本店所在地 大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号）に対して中東向け特化生地など、甲の庄川工場で生産する製品の販売事業を承継させることといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第 796 条第 2 項、乙は会社法第 784 条第 1 項に基づき株主総会の決議を経ずにこの会社分割を決定しております。

記

1．この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。

2．甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）

https://toyobo-tex.co.jp/announcement/

以上